

諮問第137号の答申 患者調査の変更について

本委員会は、諮問第137号による患者統計調査の変更（令和2年以降に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和元年12月13日付け厚生労働省発政統1213第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「患者調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

本申請では、下図のとおり、①病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票及び一般診療所票における「紹介の状況」、②病院退院票及び一般診療所退院票における「入院前の場所」及び「退院後の行き先」を把握する調査事項において、それぞれ「介護医療院」の選択肢を追加する計画である。

これについては、平成30年4月1日から新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されたことを踏まえ、医療施設と介護保険施設との連携状況の実態を的確に把握するために選択肢を追加するものであり、今後の地域包括ケアシステムの強化の検討に資することから、適当である。

図

【現行①】

(8) 紹介の状況	1 病院から	2 一般診療所から	3 歯科診療所から
	4 介護老人保健施設から	5 介護老人福祉施設から	6 その他から
	7 紹介なし		

【変更案①】

(8) 紹介の状況	1 病院から	2 一般診療所から	3 歯科診療所から
	4 介護医療院から	5 介護老人保健施設から	6 介護老人福祉施設から
	7 その他から	8 紹介なし	

【現行②】

(10)入院前の場所	家庭 [1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) 4 その他] 他の病院・診療所に入院 [5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所] 8 介護老人保健施設に入所 9 介護老人福祉施設に入所 10 社会福祉施設に入所 11 その他(新生児・不明等)
	↓ (「5」～「10」の場合は、その所在地について記入してください。) 1 当院と同じ市区町村内 2 当院とは別の市区町村 → <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 区町村

【変更案②】

(10)入院前の場所	家庭 [1 当院に通院 2 他の病院・診療所に通院 3 在宅医療(訪問診療・訪問看護等) 4 その他] 他の病院・診療所に入院 [5 地域医療支援病院・特定機能病院 6 その他の病院 7 診療所] 8 介護医療院に入所 9 介護老人保健施設に入所 10 介護老人福祉施設に入所 11 社会福祉施設に入所 12 その他(新生児・不明等)
	↓ (「5」～「11」の場合は、その所在地について記入してください。) 1 当院と同じ市区町村内 2 当院とは別の市区町村 → <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市郡 <input type="text"/> 区町村

イ 報告者の選定方法の変更

本申請では、報告者となる病院の選定に当たり、標本抽出を行う際の層化基準の1つとしている病院の種類のうち、高度な医療の提供や医療技術の開発を実施する能力等を備えた特定機能病院については、従前の「500～599床」「600床以上」の2区分(500床以上は全数調査)に「400～499床」を加えた3区分に層化して選定するよう変更する計画である。

これについては、特定機能病院の承認要件の1つとして、400床以上の病床を有することが必要とされているのに対し、実際に承認を受けた病院は全て500床以上であったことから上記2区分のみの階層設定としていたところ、平成29年3月に新たに500床未満の病院が特定機能病院として承認されたことを踏まえて変更するものであり、おおむね適当である。

ただし、統計作成過程の明確化を図る観点から、標本設計の目的、目標精度や精度設計上の着目する調査事項、算定式等の標本設計の基本的な事項を調査計画上に明記するなど、統計利用者による本調査の正しい理解と調査結果の利活用を図る観点から、厚生労働省ホームページ等において、具体的かつ丁寧に情報提供する必要があることを指摘する。

ウ 報告を求める期間の変更

本申請では、報告者から保健所への調査票の提出期限について、各都道府県・保健所設置市・特別区(以下「都道府県等」という。)が「11月末日まで」の間で設定することを調査計画上に規定する計画である。

これについては、これまで各都道府県等の裁量に委ねることとして、明確に設定していな

かった報告者からの調査票の提出期限について、期間を設定することにより各都道府県において、工程管理を適切に行い、効率的な審査等の実施を促進するため、おおむね適当である。

ただし、依然として、調査票の提出期限の設定については、各都道府県等の裁量に委ねられることになるため、報告者にとって無理のない適切な回答期間を確保するよう、各都道府県等に対する十分な周知徹底を図る必要があることを指摘する。

エ 調査結果の公表の方法及び期日の変更

(ア) 調査結果の公表の方法の変更

調査結果の公表方法については、従来、インターネット（政府統計の総合窓口（e-Stat）には全ての集計事項に係る結果表を、また、厚生労働省ホームページに調査結果の概要を掲載）には、全ての集計事項に係る結果表を掲載する一方、報告書には一部抜粋した集計事項に係る結果表のみを掲載しているところ、本申請では、報告書に掲載する結果表の数を99表から48表に大幅に削減するとともに、報告書に掲載する結果表は一部抜粋したものであることが分かるよう調査計画に明記する計画である。

これらについては、統計利用者においてインターネット利用可能な環境が広く整備されてきている状況にあることを踏まえ、報告書に掲載する結果表については、推計患者数や受療率など特に利用頻度が高いと考えられる基本的なものを精査して掲載するよう変更するものであり、また、報告書に非掲載の結果表についても、その所在が報告書上で容易に確認できるよう、統計利用者の利便性に配慮し、全ての結果表の一覧とともに、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する結果表の表番号を掲載することとしていることから、特に問題ないものとする。

(イ) 調査結果の公表の期日の変更

本申請では、公表期日について、「概数」及び「確定数」の二段階に分け、「概数」（1表）については「調査実施年翌年11月下旬」までに、また、「確定数」（254表）については「調査実施年翌々年2月下旬」までに公表するよう変更する計画である。

これらについては、従来、調査計画において、調査終了後1年以内^(注)である「調査実施年翌年の10月」に公表することとされているが、平成23年調査以降、恒常的に1か月から5か月公表が遅延している状況等を踏まえ、統計利用者の利用ニーズへの早期対応への観点から、上記ウで変更する調査票の提出期限から1年後となる「調査実施年翌年11月下旬」までに、推計患者数の基本的な情報を示す結果表（1表）を集計・公表するよう変更するものであることから、おおむね適当である。

ただし、統計利用者の利便性を考慮し、「確定数」についても、引き続き可能な限りの公表の早期化に努める必要があることを指摘する。

(注) 基幹統計については、統計法（平成19年法律第53号）第8条第1項の規定により、作成次第、速やかに公表することが求められており、この「速やかに」の具体的な公表時期については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「年次・周期調査は1年以内に公表する」とされていることが基本的な目安となっている。

オ 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、調査事項の変更に伴い、関連する集計事項の変更、他の集計事項により代替可能な集計事項（5表）の削除を行うほか、上記エ（イ）のとおり、「概数」及び「確定数」の二段階に分けて公表するよう変更することに伴い、「概数」として公表する集計事

項（1表）を追加する計画である。

これらについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも対応するものであることから、適当である。

2 「諮問第100号の答申 患者調査の変更について」（平成29年2月23日付け統計委第6号）における「今後の課題」への対応状況

本調査については、平成26年調査において、病院を対象に、従前からの郵送調査と併用する形で、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を導入して以降、病院における入力負担軽減の観点から、電子カルテ等の患者情報^(注1)や「DPC導入の影響評価に係る調査」の提出用データから電子調査票へのデータ読み込み機能^(注2)の追加等、オンライン調査の利用促進と改善のための方策を講じつつ、前回の平成29年調査では、全ての一般診療所及び歯科診療所を対象とするよう、オンライン調査の対象範囲を順次拡大したところである。

(注1) 全ての種類の電子調査票を対象とし、医療機関が保有する電子カルテ等の患者情報を基に、厚生労働省が指定するテキスト形式で調査票データをあらかじめ作成しておくことにより、電子調査票の該当項目にデータを読み込む機能を搭載している。

(注2) DPC (Diagnosis Procedure Combination (診断と治療・処置の組合せ)) 制度とは、平成15年に導入された急性期入院医療における診療報酬の包括評価制度（「急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当たりの包括評価制度」）のことであり、一定の基準を満たした病院が所定の届出を行うことにより参加できる。DPC調査は、DPC制度の導入による診療内容等の影響評価を行うとともに、今後のDPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得ることを目的として、厚生労働省が平成15年の当該制度導入時から毎年実施しているものであり、統計法に基づく統計調査ではない。

病院退院票の電子調査票を対象とし、当該病院が保管しているDPC調査の提出用データから、患者調査の①性別、②出生年月日、③住所、④入院年月日、⑤退院年月日、⑥来院時の状況に係る事項へデータを読み込む機能を搭載している。

しかしながら、平成26年調査における病院からのオンライン回答率は14.6%となっており、オンライン回答率の向上に向けた取組は、いまだ過渡期にあると考えられることから、「諮問第100号の答申患者調査の変更について」（平成29年2月23日付け統計委第6号）では、平成29年調査におけるオンライン調査の実施状況や利用結果、オンライン調査導入による回答状況への影響等に係る検証・分析結果を踏まえ、今回の令和2年調査におけるオンライン調査の更なる利用促進と改善に向けて検討するよう指摘された。

当該課題を踏まえ、平成29年調査では、オンライン調査実施に伴う経路機関の業務負担の観点からのコールセンターの業務拡充^(注3)や、報告者負担の軽減の観点からの病院（偶数）票へのレセプト情報^(注4)の一部データの読み込み機能の追加等の方策を講じた結果、オンライン回答率は、病院36.7%（平成26年調査から22.1ポイント上昇）と上昇したほか、新たにオンライン調査を導入した一般診療所では9.3%、歯科診療所では8.2%になったとしている。

(注3) 従前のコールセンターは、報告者からの照会対応のみ行っていたが、アンケート結果を踏まえ、経路機関からのオンライン調査システムに関する照会対応も行うよう、コールセンターの業務拡充を行った。

(注4) レセプト（診療報酬明細書）情報とは、医療機関が診療報酬請求のために1か月に1回、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）に提出する診療報酬明細書に記載された情報をいう。当該情報には、診療開始日、診療実日数、医療機関コード、初診・再診、時間外、疾病名、投薬、注射処置、手術、検査、画像診断等が含まれている。

また、厚生労働省は、令和2年調査の実施に当たり、平成29年調査に併せて患者調査を実施した全ての経路機関及び医療機関に対するアンケート調査及び調査後に実施した一部の経路機関・医療機関に対するヒアリングの結果を踏まえ、①コールセンターの回線数の増加、②レセプト情報読み込み機能等オンライン調査に係るマニュアル等の記載の明確化等を行うとしている。

これらについては、前回調査における取組状況を確認する限り、オンライン回答率は大きく向

上しており、また、令和2年調査の実施に当たって、オンライン調査の更なる利用促進と改善に向けた取組を実施するとしていることから、現時点における取組としては、適当である。

3 今後の課題

(1) オンライン調査の更なる推進について

本調査は、オンライン回答率は向上傾向にあり、令和2年調査から、レセプト情報読込み機能等オンライン調査に係るマニュアル等の記載の明確化等により更なるオンラインの推進を実施することとしている。

しかしながら、今後、オンラインによる回答率を向上させていくことが重要である中で、いまだ過渡期の段階にあると考えられることから、今回調査におけるオンライン調査の実施状況・利用結果やオンライン調査導入による回答状況への影響等について、実査を担う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧に検証、分析等を行い、これらの結果を踏まえ、次回の令和5年調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討する必要がある。

(2) 調査結果の適切な公表の実現について

本調査については、上記1(2)エ(イ)のとおり、調査結果について、「概数」(1表)及び「確定数」(254表)の二段階に分けた公表方法を導入することにより、「概数」については調査終了後1年以内の公表を実現する計画とされているが、統計利用者にとって利活用ニーズの高い「確定数」の早期公表が望まれる中、調査実施体制の現状等も踏まえつつ、調査票の審査・集計等業務の効率化等を図ることにより、「確定数」についても、公表の早期化につながる効率化手法について検討する必要がある。